

# 特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network という。略称を HSN とする。

### (事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都西東京市に置く。

### (目 的)

第3条 本法人は、日本に暮らす移民・難民の女性およびその子どもたちに対し、教育支援、生活支援、文化交流を通じて自立と社会参加を促進することを目的とする。また、日本社会と移民・難民コミュニティとの相互理解を深め、多文化共生社会の形成に寄与するとともに、海外のロヒンギャ難民をはじめとする避難民への教育・生活支援および国際的な支援ネットワークの構築を推進することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動 (3) 男女共同  
参画社会の形成の促進を図る活動 (4) 人権の擁  
護又は平和の推進を図る活動 (5) 国際協力の活  
動 (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) まちづくりの推進を図る活動
- (8) 前各号に掲げる種類の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 日本国内での学習支援・自立支援・多文化共生推進事業 (2) 海  
外での学習支援・自立支援・緊急人道支援事業 (3) 国内外での調査  
研究・アドボカシー・連携推進・普及啓発事業 (4) その他目的を達  
成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書又は電磁的方法等により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法等をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選又は理事会において選定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 14 条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第4章 会 議

(種 別)

第 19 条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。賛助会員等は総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 解散における残余財産の帰属
- (6) その他理事会が総会に付議した事項

2 通常総会では、事業計画及び予算について理事会から報告を受ける。

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 正会員はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る以下同じ）にオンライン会議システムによって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、署名又は記名押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。監事は理事会に出席し、意見を述べる  
ことができる。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、総会の権限に留保された事項を除き、次の事項及び本法人の業  
務 その他の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 役員の職務・報酬

- (5) 会費の額
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（オンライン開催の場合はその旨）、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び第 37 条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事はオンライン会議システムによって、理事会に出席し、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り議決)

第 36 条 緊急を要する事項について、代表理事から全理事に書面又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

2 次条の規定にかかわらず、持ち回り議決の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンライン開催の場合はその旨）
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人が署名又は記名押印しなければならない。

## 第 5 章 資 産

(資産の構成)

第 38 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 42 条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 43 条 本法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 3 0 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、総会に報告しなければならない。

2 事業計画及び予算は、必要に応じ、理事会の議決を経て、変更することができる。

(事業報告及び決算)

- 第 45 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 46 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 本法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第 47 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により本法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 48 条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

- 第 49 条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 5 分の 4 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法及び情報公開

(公告の方法及び情報公開)

第 50 条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページにおいて行う。

2 本法人は、ホームページにおいて、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類等の情報公開を行うものとする。

## 第9章 雑 則

(細 則)

第 51 条 事務局の組織及び運営、その他この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 春成 カディージャ

副代表理事 富士原 里華

理 事 青木 真人

理 事 AYE THAN DAR SOE(エイ タン ダー ソー)

理 事 工藤 理恵

理 事 WAH WAH WIN (ワー ワー ウィン)

理 事 星原 ピュ

監 事 井上 健

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 9 年 9 月 30 日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
年会費

正会員（個人）10,000 円 / （団体）20,000 円

賛助会員（個人）1 口 5,000 円（1 口以上） / （団体）1 口 5,000 円（2 口以上）

## 役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network

### 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

### 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	ハルナリ カディージャ	[REDACTED]	無	代表理事
		春成 カディージャ			
2	理事	フジワラ リカ		無	副代表理事
		富士原 里華			
3	理事	アオキ マコト		無	
		青木 真人			
4	理事	エイ タン ダー ソー		無	
		AYE THAN DAR SOE (エイ タン ダー ソー)			
5	理事	クドウ リエ		無	
		工藤 理恵			
6	理事	ワー ワー ウィン	無		
		WAH WAH WIN			
7	理事	ホシハラ ピュ	無		
		星原 ピュ			
8	監事	イノウエ ケン	無		
		井上 健			
9					
10					

# 特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network

## 設立趣旨書

### 1. 設立の背景

日本に暮らす移民・難民の女性やその家族は、言語の壁、経済的困難、制度理解の不足等により、社会参加や自立に大きな困難を抱えている。特に女性や子どもは、教育機会の不足、孤立、メンタルヘルスの問題など、多岐にわたる課題に直面している。

創設者自身もロヒンギャ難民として日本で生活を始め、教育機会や生活上の困難を経験した。その体験を原点に、同じ境遇にある人々を支援すべく、任意団体として、2015年より館林市で学習支援を開始した。以後、活動は教育・日本語支援・健康・文化交流へと拡大し、現在では地域に根ざした活動を継続している。

### 2. 設立の目的及び社会的意義

私たちは、活動の幅をより広げるため本法人を設立し、移民・難民女性およびその子どもに対し、教育支援、生活支援、文化交流を通じて自立と社会参加を促進することを目的とする。さらに、日本社会と移民・難民コミュニティとの架け橋となり、多文化共生社会の実現に寄与する。

また、これらの活動は移民・難民コミュニティの自立支援に資するだけでなく、日本社会全体にとっても多文化共生の推進に寄与する。教育や文化交流を通じた地域社会との相互理解は、国内における社会の一体性を高め、持続可能な地域づくりに大きく貢献するものである。

### 3. 今後の展望

本法人は、これまでの実績を基盤として、以下を推進する。

- (1) 日本国内における教育・生活支援の拡充と制度的持続性の確立。
- (2) 行政機関・教育機関・企業との連携強化による支援ネットワークの構築。
- (3) 国外の難民キャンプや教育機会の乏しい地域への支援の拡大。
- (4) 女性とその子どもたちを中心とした「誰一人取り残さない」支援体制の整備。

### 4. むすび

Harmony Sisters Network は、

人々が、アイデンティティを認め、認められながら、社会の一員として社会に貢献し、生き生きと暮らす日々を実現する。

というビジョンのもと、一步一步着実に活動を進め、多文化共生社会の実現に寄与することをここに誓う。

令和8年2月8日

設立代表者 氏名 春成 カディージャ

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network

## 1 事業実施の方針

2026年度は、Harmony Sisters Network（略称 HSN）が本格的に組織基盤を整備し、「外国ルーツ女性の自立支援」「子どもの教育支援」「多文化共生の促進」の3本柱の事業を中心に展開する。

特に以下の3点を重点方針とする。

- ① 女性エンパワメントの強化
- ② 子どもの教育支援の充実
- ③ 多文化コミュニティ形成の推進

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,670】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本国内での学習支援・自立支援・多文化共生推進事業	【女性エンパワメント支援事業】 多言語相談支援、就労準備研修、女性交流会	通年 (相談：随時、研修・交流会：月2回)	館林市・東京都内等	3人	外国ルーツ女性	約30名	500
	【子ども教育支援事業】 学習支援、受験サポート、学校連絡支援	通年 (学習支援：週1回、連絡支援：随時)	学習室・オンライン	5人	外国ルーツ児童生徒	約50名	600
	【多文化交流・地域連携事業】 料理教室、文化交流イベント、国際フェスティバル	通年 (料理教室：月1回、交流イベント：年1回、国際フェスティバル：年1回)	群馬県・東京都	15人	地域住民・外国ルーツ家族	約100名	500
海外での学習支援・自立支援・緊急人道支援事業	【現地支援に向けた準備】 情報収集、現地当事者団体との交流	通年	オンライン	3人	現地当事者	約100名	0
国内外での調査研究・アドボカシー・連携推進・普及啓発事業	【海外コミュニティ連携支援事業】 海外女性研修、RLO連携、国際発信	通年	オンライン	2～3人	海外RLO等	数10名	70

(※) RLO:Refugee-Led Organization（難民主導組織）

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network

## 1 事業実施の方針

2027年度は、Harmony Sisters Network（略称 HSN）が本格的に組織基盤を整備し、「外国ルーツ女性の自立支援」「子どもの教育支援」「多文化共生の促進」の3本柱の事業を中心に展開する。

特に以下の3点を重点方針とする。

- ① 女性エンパワメントの強化
- ② 子どもの教育支援の充実
- ③ 多文化コミュニティ形成の推進

## 2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6,770】千円 )

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
日本国内での学習支援・自立支援・多文化共生推進事業	【女性エンパワメント支援事業】 多言語相談支援、就労準備研修、女性交流会	通年 (相談：随時、研修・交流会：月2回)	館林市・東京都内等	3人	外国ルーツ女性	約30名	1,500
	【子ども教育支援事業】 学習支援、受験サポート、学校連絡支援	通年 (学習支援：週1回、連絡支援：随時)	学習室・オンライン	5人	外国ルーツ児童生徒	約50名	2,000
	【多文化交流・地域連携事業】 料理教室、文化交流イベント、国際フェスティバル	通年 (料理教室：月1回、交流イベント：年1回、国際フェスティバル：年1回)	群馬県・東京都	15人	地域住民・外国ルーツ家族	約100名	2,500
海外での学習支援・自立支援・緊急人道支援事業	【現地支援に向けた準備】 情報収集、現地当事者団体との交流	通年	オンライン	3人	現地当事者	約100名	0
国内外での調査研究・アドボカシー・連携推進・普及啓発事業	【海外コミュニティ連携支援事業】 海外女性研修、RLO連携、国際発信	通年	国内・国外	2～3人	海外RLO等	数10名	770

(※) RLO:Refugee-Led Organization（難民主導組織）

## 2025 年度 活動予算書(その他事業がない場合)

特定非営利活動法人Harmony Sisters Network

(単位:円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>		
1 受取会費		250,000
正会員受取会費	110,000	
HSNメンバー受取会費	90,000	
賛助会員受取会費	50,000	
2 受取寄附金	250,000	250,000
受取寄附金		
3 受取助成金等	2,000,000	2,000,000
受取助成金		
4 事業収益		100,000
国内事業収益	100,000	
海外事業収益	0	
調査研究・アドボカシー事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
<b>経常収益計</b>		<b>2,600,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>		
1 事業費		
(1) 人件費		495,000
役員報酬	0	
給料手当	450,000	
法定福利費	45,000	
(2) その他経費		1,175,000
印刷製本費	180,000	
旅費交通費	100,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	100,000	
食糧費	0	
会議費	25,000	
謝金	400,000	
広告宣伝費	0	
地代家賃	150,000	
光熱水費	0	
業務委託費	150,000	
支払手数料	10,000	
保険料	0	
研究研修費	0	
備品費	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
<b>事業費計</b>		<b>1,670,000</b>
2 管理費		
(1) 人件費		495,000
役員報酬	0	
給料手当	450,000	
法定福利費	45,000	
(2) その他経費		236,000
印刷製本費	30,000	
旅費交通費	20,000	
通信運搬費	40,000	
消耗品費	80,000	
食糧費	0	
会議費	0	
謝金	60,000	
広告宣伝費	0	
地代家賃	0	
光熱水費	6,000	
業務委託費	0	
支払手数料	0	
保険料	0	
研究研修費	0	
備品費	0	
減価償却費	0	
雑費	0	
<b>管理費計</b>		<b>731,000</b>
<b>経常費用計</b>		<b>2,401,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>		<b>199,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
<b>経常外収益計</b>		<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
<b>経常外費用計</b>		<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>		<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額(①)+②・・・③</b>		<b>199,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		
<b>次期繰越正味財産額③-(④)+⑤</b>		<b>129,000</b>

## 2026年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 Harmony Sisters Network

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
<b>(A) 経常収益</b>			
1 受取会費			450,000
正会員受取会費	110,000		
HSNメンバー受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	250,000		
2 受取寄附金		1,000,000	1,000,000
受取寄附金		1,000,000	
3 受取助成金等		8,000,000	8,000,000
受取助成金		8,000,000	
4 事業収益			500,000
国内事業収益	500,000		
海外事業収益	0		
調査研究・アドボカシー事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
<b>経常収益計</b>			<b>9,950,000</b>
<b>(B) 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			1,980,000
役員報酬	0		
給料手当	1,800,000		
法定福利費	180,000		
(2) その他経費			4,790,000
印刷製本費	720,000		
旅費交通費	420,000		
通信運搬費	240,000		
消耗品費	440,000		
食糧費	0		
会議費	100,000		
謝金	1,620,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	600,000		
光熱水費	0		
業務委託費	600,000		
支払手数料	50,000		
保険料	0		
研究研修費	0		
備品費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
<b>事業費計</b>			<b>6,770,000</b>
2 管理費			
(1) 人件費			1,980,000
役員報酬	0		
給料手当	1,800,000		
法定福利費	180,000		
(2) その他経費			796,000
印刷製本費	120,000		
旅費交通費	72,000		
通信運搬費	16,000		
消耗品費	324,000		
食糧費	0		
会議費	0		
謝金	240,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
光熱水費	24,000		
業務委託費	0		
支払手数料	0		
保険料	0		
研究研修費	0		
備品費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
<b>管理費計</b>			<b>2,776,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>9,546,000</b>
<b>当期経常増減額【A】-【B】・・・①</b>			<b>404,000</b>
<b>(C) 経常外収益</b>			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D) 経常外費用</b>			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】-【D】・・・②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額(①)+②・・・③</b>			<b>404,000</b>
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			129,000
<b>次期繰越正味財産額③-(④)+⑤</b>			<b>463,000</b>